

議第 45 号

下呂市企業立地促進及び企業支援に関する条例の一部を改正する
条例について

下呂市企業立地促進及び企業支援に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 30 年 2 月 26 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提 案 理 由

当該条例中で引用している条例の名称及び助成金の交付の対象となる事業者の指定要件を改正するため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市企業立地促進及び企業支援に関する条例の一部を改正する条例

下呂市企業立地促進及び企業支援に関する条例（平成 20 年下呂市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（助成金の不交付等）</p> <p>第 7 条 （略）</p> <p>2 市長は、指定事業者が過疎地域自立促進特別措置法の施行に伴う下呂市固定資産税の特例に関する条例（平成 16 年下呂市条例第 203 号。以下「<u>過疎地域特別措置法条例</u>」という。）及び<u>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う下呂市固定資産税の特例に関する条例</u>（平成 20 年下呂市条例第 13 号。以下「<u>地域未来投資促進条例</u>」という。）の要件に適合し、投下固定資産に対して賦課された固定資産税の課税の免除を受けられると認めるときは、その適用期間は事業所等設置助成金を交付しない。ただし、<u>過疎地域特別措置法条例</u>及び<u>地域未来投資促進条例</u>の適用期間終了後は、この条例により交付される事業所等設置助成金の適用期間から<u>過疎地域特別措置法条例</u>及び<u>地域未来投資促進条例</u>の適用期間を差し引いた期間については、事業所等設置助成金を交付する。この場合において別表第 1 の交付の要件(1)及び(3)における場合の事業所等設置助成金の上限額は、<u>過疎地域特別措置法条例</u>及び<u>地域未来投資促進条例</u>により課税免除を受けた額を事業所等設置助成金の助成総額から差し引いた額を適用期間で除した額と、単年で交付する上限額のいずれか低い方の額を助成金の上限額とする。</p>	<p style="text-align: center;">（助成金の不交付等）</p> <p>第 7 条 （略）</p> <p>2 市長は、指定事業者が過疎地域自立促進特別措置法の施行に伴う下呂市固定資産税の特例に関する条例（平成 16 年下呂市条例第 203 号。以下「<u>過疎地域特別措置法条例</u>」という。）及び<u>企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の施行に伴う下呂市固定資産税の特例に関する条例</u>（平成 20 年下呂市条例第 13 号。以下「<u>企業立地促進等活性化条例</u>」という。）の要件に適合し、投下固定資産に対して賦課された固定資産税の課税の免除を受けられると認めるときは、その適用期間は事業所等設置助成金を交付しない。ただし、<u>過疎地域特別措置法条例</u>及び<u>企業立地促進等活性化条例</u>の適用期間終了後は、この条例により交付される事業所等設置助成金の適用期間から<u>過疎地域特別措置法条例</u>及び<u>企業立地促進等活性化条例</u>の適用期間を差し引いた期間については、事業所等設置助成金を交付する。この場合において別表第 1 の交付の要件(1)及び(3)における場合の事業所等設置助成金の上限額は、<u>過疎地域特別措置法条例</u>及び<u>企業立地促進等活性化条例</u>により課税免除を受けた額を事業所等設置助成金の助成総額から差し引いた額を適用期間で除した額と、単年で交付する上限額のいずれか低い方の額を助成金の上限額とす</p>

改正後

改正前

別表第2（第5条関係）

別表第2（第5条関係）

助成金の種類		指定の要件	
		投下固定資産総額	常用雇用従業員数
事業所等設置助成金	新設の場合	2,700万円以上 (消費税含む。)	操業開始の日において市内に住所を有する者を4人以上
	増設又は移設の場合	1,000万円以上 (消費税含む。)	操業開始の日において基準従業員数より市内に住所を有する者を1人(中小企業の範囲を超える事業者にあつては4人)以上増員すること。 又は、雇用促進に努め、操業開始の日において市内に住所を有する者を新たに1人(中小企業

る。

助成金の種類		指定の要件	
		投下固定資産総額	常用雇用従業員数
事業所等設置助成金	新設の場合	2,700万円以上 (消費税含む。)	操業開始の日において市内に住所を有する者を4人以上
	増設又は移設の場合	1,000万円以上 (消費税含む。)	操業開始の日において基準従業員数より市内に住所を有する者を1人以上増員すること。ただし、中小企業の範囲を超える事業者にあつては、操業開始の日において基準従業員数より市内に住所を有する者を4人以上増員すること。

改正後				改正前			
			<u>の範囲を超える事業者</u> <u>にあっては</u> <u>4人)以上雇</u> <u>用すること。</u>				
事業所等初期投資 助成金		2,700万 円以上 (消費 税含 む。)	操業開始の 日において 市内に住所 を有する者 を4人以上	事業所等初期投資 助成金		2,700万 円以上 (消費 税含 む。)	操業開始の 日において 市内に住所 を有する者 を4人以上
雇用促 進助成 金	新設の 場合	2,700万 円以上 (消費 税含 む。)	操業開始の 日において 市内に住所 を有する者 を4人以上	雇用促 進助成 金	新設の 場合	2,700万 円以上 (消費 税含 む。)	操業開始の 日において 市内に住所 を有する者 を4人以上
	増設又 は移設 の場合	1,000万 円以上 (消費 税含 む。)	操業開始の 日において 基準従業員 数より市内 に住所を有 する者を1 人(中小企業 の範囲を超 える事業者 にあっては 4人)以上増 員すること。 又は、雇用促 進に努め、操 業開始の日 において市 内に住所を		増設又 は移設 の場合	1,000万 円以上 (消費 税含 む。)	操業開始の 日において 基準従業員 数より市内 に住所を有 する者を1 人以上増員 すること。た だし、中小企 業の範囲を 超える事業 者にあって は、操業開始 の日におい て基準従業 員数より市 内に住所を

改正後				改正前			
			<u>有する者を新たに1人</u> <u>(中小企業の範囲を超える事業者</u> <u>にあっては4人)以上雇用すること。</u>				<u>有する者を4人以上増員すること。</u>

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市企業立地促進及び企業支援に関する条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

当該条例中で引用している条例の名称及び助成金の交付の対象となる事業者の指定要件を改正するため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

- (1) 引用している、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の施行に伴う下呂市固定資産税の特例に関する条例の名称を改めます。

(第7条関係)

- (2) 事業者が事業所等を増設又は移設する場合に、1年前の常時雇用従業員より増員することとしているが、人口減少等による昨今の厳しい雇用情勢に対応するため、事業者が人材確保に向けた取組みにより、雇用促進に努め、市内に住所を有する者を新たに雇用していることを確認できれば、助成金の交付対象となる事業者として指定するよう要件を改めます。

(別表第2関係)

- (3) この条例は、平成30年4月1日から施行します。

(附則関係)